相続シリーズ令８－１１



自筆証書遺言書保管制度Ⅱ（実体験談）

前回につづき、自筆証書遺言について実際体験したお話を今回は進めていきます。

自分の持っている不動産を名義変更したいと言って来所された方がありました。

昔から自分の名義になっているが、その財産は実家から分かれたときにもらったもので、自分が使っていたが年月も経ち、現在は使っていないので実家を継いだ方に返したいという相談でした。

名義変更というと知り合いの人なら売買、贈与となりますが、実家の方に返すとなると贈与になるが、贈与税がかかると負担をかけることになるので何か方法はないかという相談でした。

税金がかからず手続費用をかけたくないということで自筆証書遺言（法務局保管）の話をした所、その手続きで進めてほしいということになりました。

自筆証書遺言（法務局保管）のサポートをさせていただく時の注意点は、①本人の能力（遺言書を自分で書けるか）があるかということ、②法務局（不動産管轄地等）に行くことが出来るかということの二つがまず大事なことです。

依頼者の方はこの点はＯＫなので次は内容ですが、渡したい方の住所、氏名、生年月日を聞いていただくか、必要なら住民票を取寄せ確認し、「〇〇に遺贈する」としたらどうか聞きます。そして、遺言執行者を同人にしたらどうかとアドバイスもさせていただきました。

これらのアドバイスで注意することは、私が主体になるのではなく、あくまで本人に判断してもらう、私の方はいい遺言書作成のためのサポートをするという立ち位置に徹することです。こうして出来るだけ判断材料を提供して、本人に判断してもらうようにしました。そして本文が出来たので、後は事務所の方で財産目録を作成しました。

こうして原案が出来たので法務局に日時の予約（ホームページに掲載されている）し、当日法務局に行き、係員に面談し完了後保管書をもらって終了となりました。

手続きを終えての感想は、公正証書より手間がかかるためサポートする際の注意点が多くなるなと思いました。